

IR(統合型リゾート)に関する地域説明会(釧路会場) 質問・意見等

日時：平成31年1月24日(木) 14:30~16:10

会場：釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

■ 女性A

カジノは刑法185条の賭博罪の適用を受けないとのことだが、どうして適用されないのか。7日間で3回、連続する28日で10回という限度設定では、賭博に抵触しないとは思えない。青少年への影響は、現在でも見られる。パチンコ等に加え新たにカジノができれば、いくら既存の公営ギャンブルよりカジノは規制が厳しいと言っても、新たな依存者が増えることになるのではないか。こういうことから、国民の6割はIRに対して反対していると思われる。

カジノ・IRそのものの施設が観光客にとっていいものなのかどうか、きちんと調査しているのか。

■ 道(観光局参事)

刑法上の違法性の阻却については、国の考え方では、IRを公共施策として進めるということであり、IR施設は観光立国を目指す上で原動力となる施設と位置付けている。また、IRの収益について、国・地方財政への貢献と、国の戦略である大規模なMICE施設整備を通じて公共的な性格を持たせることで刑法の違法性が阻却されているとの説明を受けている。

既存のギャンブルも含めた依存症対策は基本法のもとで、総合的・体系的に取り組み、依存問題を抱える方が、できる限り一人でも少なくすることが重要と考えている。依存症の実態調査は、国で3年ごとに実施するとされており、北海道としても国の調査と関連性を持たせ、検証ができるような実態調査を行っていく必要があると考えている。

■ 男性A

ギャンブル依存症は、大変気がかりであり、インバウンドの増加と言うが、実際にはカジノの利用者の大部分が日本人になるのではないかと懸念している。例えば苫小牧で北海道IRの売上の予想が出されているが、その内訳、外国人がどれくらいで日本人がどれくらい、あるいはそのうち道内が何人くらいという具体的な数値を教えてください。

ギャンブル等依存症対策を進めるうえで、力になるのが自助グループの活動だが、専門医の治療だけでは、日常的にギャンブルと距離を取った生活をするのは難しいので、自助グループは大変有効だと言われている。実際には自助グループは圧倒的に少なく、ほとんどのギャンブル依存症の方は関わる事ができていないようだ。行政として、自助グループをどのように位置付け、増やしていくのかについて、ご説明頂きたい。

■ 道(観光局参事)

カジノの利用割合だが、例えば、苫小牧で最も多く訪問者を想定した場合、I R全体で道内が52%、道外が27.5%、インバウンドが20%と想定している。これは、周辺人口や観光入込客数を基に算出しており、実際にI Rを誘致する場合は、施設の性格や規模等を明確にした上で更に詳しい数値を算出する必要があると考えている。I Rについては、海外の富裕層を主要ターゲットにするとの国会答弁もあり、北海道でI Rを誘致する場合、こうした国の考え方にに基づき、インバウンドの富裕層を主要顧客として、コンセプトを検討していく必要があると考えている。

自助グループの支援をしている道の組織は、別の組織だが、自助グループでの支援は、段階が比較的軽度の方が中心になると考えており、非常に重要な団体、機関だと認識。ギャンブル等依存症対策基本法の中では、国も、自助グループへの支援は今まで制度立ててやってきてはなかったが、予算化が昨年度から始まっている。道としてどういうふうに支援していけるのか、こうしたご意見があったことは、担当部署に伝える。

■ 道(観光局主幹)

若干補足する。道の需要予測で、道内の来場者数が多いのではないかと、ということだが、昨年度行った道の試算では、まだ入場料などの詳しい情報がなく、例えば、I R候補地の近くにお住まいの方のほうが、道外や海外に比べて来場回数を多く見込んでおり、逆に海外の方は年に1回程度の来場と想定したため、道民が多く来場する試算結果となった。試算後に明らかになったこととして、日本人の入場料が6千円、入場時にマイナンバーカードにより個人認証されないと入場できないなど、入場時のハードル、ステップが加わったことなどがあるが、こうしたことは、一切考慮しておらず、あくまで統計データを用いた試算として、道外・海外の方よりも道内の方が多く来場される結果となった。なお、来場回数は、カジノ入場回数ではなく、例えば、エンターテインメント施設や、会議場施設、ショッピング施設等の様々な施設を含んだI R全体の入場者数を試算。道の試算結果は、あくまで参考として、受け止めていただきたい。

■ 男性B

北海道の観光課題として、地域偏在をあげたが、道央圏、苫小牧を優先すべき候補地としてそうした施設ができた時に、I Rに送客機能を持たせ、北海道の周遊観光を促すという説明があった。送客機能をいかに充実していくか、受入先の観光目的の充実や観光施設の同時開発についても重要。構想でどのように考えられているのか。

■ 道(観光局参事)

国では、ワンストップでサービス提供できる施設がなく、また日本各地の魅力をインバ

ウンドの方々に伝えられていないと考えており、魅力増進施設と連動する形で送客機能施設をセットにし、I Rを訪れた観光客を日本各地に送り出す機能を持たせることを大変重視している。北海道にI Rを誘致する場合は、道央圏への偏在が大きな課題であり、そういった機能をもった施設を整備することにより、全道の各地に行って頂ける仕組み作りを行っていかねばならないと考えている。具体的に何をやるのかは、今後策定する実施方針や区域整備計画の中に盛り込むこととなる。何ができるのか、事業者のアイデアを伺いながら、地元の受入体制と観光メニューの開発に加え、交通インフラの充実を図ることも重要でこうしたことを総合的に勘案して戦略を立てていく必要があると考えている。地域の皆さんのお声も十分にお伺いしながら、検討していく必要があると考えている。

■ 男性B

例えば、送客したいが、全く宿泊施設がない。富裕層を迎え入れる施設もない。事業者に対してそういったところに富裕層向けの宿泊施設を投資することを公募要件に盛り込むなど、具体的な考え方を持ちながら地域偏在の解消、周遊観光の促進に向けてご検討いただきたい。

これから政省令で様々なことが決められるが、納付金をどのように活用していくのか、入場料をどのように活用していくのか、政省令が見えた段階で各地域がガイドラインを出すと思われるが、そうした情報提供をお願いしたい。

■ 道(観光局参事)

納付金の用途は、国の申請に添付する区域整備計画の中で自治体として記載することとされており、どういう政策に充当していくのかについても一つのアピールポイントになると考えている。検討過程をオープンにし、情報提供をできる限りさせていただく。

■ 道(観光局主幹)

全ての政省令が同時に策定されるのではなく、まず国際展示場や宿泊施設などの中核施設の施設基準に関する政令が4月中に示される見込みである。

カジノ管理委員会は7月に設置される予定でありカジノに関する規則は、カジノ管理委員会が策定するものが多くあり、カジノ管理委員会が発足した後に制定される見通し。

また、基本方針は、国が夏頃に示す予定。その頃には詳細部分も見えてくるのではないかと。それ以降の時期等については、まだ、国からスケジュールが示されていないので、基本方針の際に明らかになるものもあれば、それ以降になるものもあるのではないかと。

いずれにしても、情報提供、情報公開については、道としても十分留意していくので、引き続きよろしくをお願いしたい。